

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会
クラブチーム登録規程

2012 年 7 月 10 日

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会
事業運営部 大会運営グループ

第 1 節 目的、定義

第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会(以下、「協会」という)に登録するクラブチーム及び競技者並びにチーム役員(以下、登録者)について、必要な事項を定める。

第2条 定義

- 2.1 規程における登録とは「クラブチーム登録フォーム」をもって、チーム及び登録者を本協会に届け出、承認されることをいう。

第 2 節 登録チーム

第3条 登録種類とカテゴリー

登録種類とカテゴリーは、次のとおりとする。

3.1 登録種類

正登録:当協会の主催する各大会への参加、及び当協会がチームに対して行う各種事業への参加を希望するもの。

準登録:当協会の主催する地域リーグへの参加、及び当協会の各種事業に参加を希望するもの。

3.2 カテゴリー

ブラインドサッカーチーム:B1 クラス

ロービジョンフットサルチーム:B2／3 クラス

第4条 登録者数の条件

登録にあたっては、下記の条件を満たさなければならない。

4.1 正登録チーム

- ・ 視覚障がい者(身体障害者手帳保持者)フィールドプレイヤーが2名以上在籍していること。
 - ・ 視覚障がい者を含めて、5名以上のフィールドプレイヤーが在籍していること。
 - ・ 代表者、監督、ゴールキーパー、ガイド(B1 クラスのみ)がそれぞれ1名以上在籍していること。
 - ・ 登録者の内、1 名以上が公認コーチの資格所持者であること。
- 以上、9名以上(B1 クラス)および 8 名以上(B2/3 クラス)の構成をもつこと。

4.2 準登録チーム

- ・ 視覚障がい者(身体障害者手帳保持者)フィールドプレイヤーが 1 名以上在籍していること。
 - ・ 視覚障がい者を含めて、4名以上のフィールドプレイヤーが在籍していること。
 - ・ 監督(公認コーチにかかわらない)、ゴールキーパー、ガイド(B1 クラスのみ)がそれぞれ1名以上在籍していること。
- 以上、7名以上(B1 クラス)もしくは6名以上(B2/3 クラス)の構成をもつこと。

4.3 二重登録の禁止

選手等の登録は、一人1チームとし、二重登録を認めない。ただし、以下の場合、二重登録を認める。

- ・ B1クラスと B2／3クラスをまたいで登録する場合。
- ・ 正登録と準登録をまたいで登録する場合。

第5条 登録チームの権利及び義務

登録チームは、次の事項に関する権利を有する。

5.1 権利

当協会の主催する大会への参加、及び当協会がチームに対して行う各種事業への参加

5.2 義務

登録チームは、次の事項を遵守する義務を負う。これらの義務の違反は、本規則及びその附属に規程された制裁の理由となり得る。

- ・ 登録料の納付
本協会が定める年間登録料を納めるものとする。
年度途中で準登録から正登録に変更する場合は、登録費の差額分の支払いをすることで正登録の支払いを完了とする。
- ・ 登録手続きの完了
- ・ 各種規程の遵守
- ・ 登録者が各種規程を守ること。
- ・ 競技規則の尊重
- ・ 参加義務と事前に協会が指定をした場合の講習会への参加

第3節 登録の期間、手続き、変更

第6条 登録の期間

- 6.1 正登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。準登録チームの登録のタイミングは任意とするが、登録期間は直近の3月31日までとする。
また、B1 クラスおよび B2/3 クラス各日本選手権の前に、準登録から正登録に変更できる登録変更期間を設ける。
- 6.2 登録期間中に正登録から準登録に変更はできない。

第7条 有効期間

- 7.1 登録の有効期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第8条 登録の手続き

- 8.1 当協会に登録するチームは以下の手続き等を行わなければならない。
 - ・ 当協会に登録するチームは、当協会の定める登録料を 4 月末日までに納付しなければならない。
 - ・ 当協会に登録するチームは、「クラブチーム登録フォーム」を3月末日までに提出しなければならない。
 - ・ 登録者に追加があった場合、「フォーム3登録追加届」を当協会に都度提出しなければならない。チームの代表者は、各登録者から「フォーム4登録承諾書」をとり、これを保管しておかなければならない。
 - ・ チーム名は、所属の都道府県、市区町村、およびそれに類する地名が明記されていなければならない。

第9条 書類様式

- ・ クラブチーム登録フォーム・・・年間のチーム登録時に毎年提出
- ・ 誓約書・・・年間のチーム登録時に毎年提出
- ・ フォーム 2(Excel)チーム登録者名簿・・・年間のチーム登録時、年間途中で登録者が追加になった際に提出
- ・ フォーム 3(Word /pdf)チーム登録届(追加)・・・年間途中で登録者が追加になった際に提出
- ・ フォーム4(Word /pdf)チーム登録承諾書・・・年間のチーム登録時に登録者が記入、各チームで保管
- ・ フォーム 5(Word /pdf)移籍届・・・各大会で定められた移籍期間中:移籍先チームから提出
適当と認められる理由の移籍:現在籍チーム、在籍予定チーム双方提出

第10条 登録種類の変更

- 10.1 登録期間中に準登録から正登録への変更を行う場合については、下記の手続きをもって変更を可能とする。
 - ・ 「クラブチーム登録フォーム」の提出
 - ・ 所定の人数を満たした「フォーム2 登録者名簿」の提出
 - ・ 登録料の差額分の振り込み。クラブチーム登録フォーム、フォーム 2 の提出から 30 日以内

第4節 登録の拒否及び取消、懲罰

第11条 登録の拒否及び取消

- 11.1 チーム登録の各種提出書類に虚偽の記述があった場合及び、義務を履行しなかった場合、または登録チームないしその登録者にスポーツマンシップに欠ける行為があった場合、理事会で審議の上、登録を拒否すること、あるいは取り消すことができる。

第12条 登録チーム等に対する懲罰

- 12.1 登録チーム又はこれに所属する登録者が第5条の義務を怠り、又は本規程に違反し、競技の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム又は登録者は懲罰規程にしたがって懲罰を科されるものとする。

第 5 節 移籍

第13条 移籍

13.1 登録者の移籍においては、原則的に移籍期間を設け、その期間中の移籍以外は認めない。ただし、以下の場合、「form5 移籍届」を提出し、それを認めるものとする。

- ・ 登録者の転居により、所属チームから遠方になったとき。
- ・ 登録チームが活動を取りやめまたは停止したとき。
- ・ その他特別な事情があると認めたとき。

第 6 節 その他

第14条 疑義の扱い

14.1 この規程に定めない事項及び疑義が生じた場合は、当協会常任理事会が処理するものとする。

第15条 改正

15.1 本規程の改正は、本協会の常任理事会の決議に基づきこれを行う。

第16条 施行

本規程は、2013 年8月1日から施行する。

(履歴)

2023 年 3 月 1 日 (改定)

2025年 3 月 1 日 (改定)

(資料)

パブリックコメントを受けて

1. 第 4 条 登録者数の条件についてのコメント

- ・ 代表者は、監督・GK・FP・ガイド等と兼任でかまわないのではないかと考えます。
(回答)代表者が監督・GK・FP・ガイドと兼任することは可能です。同一人物が複数の役割を兼任した場合においても登録人数のカウントは 1 名になります。
- ・ 未だに「公認コーチ」の認定があいまいであり、それにもかかわらず「資格所有者」がいることを求められるのは不可解です。まずはきちんと制度を整えていただきたいです。リフレッシュ講習会のみが開催されていますが、有資格者なのかどうかもあいまいなままです。
(回答)現在、新制度設立に向けた準備をしております。新制度が開始時点でクラブチーム登録規程にも反映を致します。

2. 第 5 条 登録チームの権利及び義務についてのコメント

- ・ 各クラブではいろいろな事情があるので、協会で一方向的に決められた日程で参加を求められた場合、参加者の選出に困難を極めることが考えられます。
(回答)「各種講習会に参加すること」を「参加義務と事前に協会が指定をした場合の講習会への参加」に表記を変更致しました。

3. 第 9 条 書類様式についてのコメント

- ・ フォーム 2 を提出あるいは追記したことを明確にすることでも十分役割を果たすのではないかと考える。昨今の個人情報の取り扱いなどを考えると、フォーム 3・4 の提出は個人情報を増やさないという意味では省いてもよいのではないかと思います。
(回答)フォーム 3 は年度途中で登録されたことを明確にするため、フォーム 4 はクラブチーム代表者が登録者に意思を確認するものになります。引き続きご提出をよろしくお願い致します。